

帯広市飲食業経営継続支援金給付要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に感染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下「感染症」という。）の拡大に伴い、会食等の自粛により経営に影響を受けている飲食店及び喫茶店等（以下「飲食店等」という。）に対し、帯広市飲食業経営継続支援金（以下「帯広市支援金」という。）を給付することにより、帯広市内の飲食業の経営継続の一助とすることを目的とする。

(給付対象者)

第2条 この要綱により帯広市支援金の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす飲食店の経営者とする。ただし、同一の対象者が営む店舗が複数ある場合にあつては、店舗ごとに全ての要件を満たすことを要するものとする。

- (1) 令和3年1月1日時点において、法人にあつては帯広市内に本店があり、個人事業者にあつては帯広市の住民であること。
 - (2) 日本標準産業分類の大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち、中分類76（飲食店）又は77（持ち帰り・配達飲食サービス業）に該当している店舗であること。
 - (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定められる飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得している店舗であること。
 - (4) 令和2年12月31日までに開店している店舗であること。
 - (5) 令和2年1月31日までに開店した店舗にあつては令和2年11月から令和3年2月までの期間の任意の月の売上が前年同月と比して100分の30以上減少している店舗、令和2年2月1日以降に開店又は創業した店舗にあつては別表に定める区分に応じ100分の30以上減少している店舗であること。
 - (6) 新北海道スタイルを実践している店舗であること。
 - (7) 今後も事業を継続する意思がある店舗であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、帯広市支援金の対象としない。

- (1) 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者等に該当する者
- (2) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 政治団体
- (6) 第1号から第5号までに掲げる者のほか、帯広市支援金の趣旨、目的に照らして適当でないと市長が判断する者

3 帯広市支援金の給付は同一の対象者に対して一度に限るものとし、既に帯広市支援金

の給付を受けた者は対象としない。

(支援金の金額)

第3条 給付対象者に対する帯広市支援金の給付額は、対象となる1店舗当たり20万円とする。

(申請の方法)

第4条 対象者が帯広市支援金の給付を受けようとするときは、令和3年5月31日までに、帯広市飲食業経営継続支援金申請書兼誓約書(様式第1号)及び次の各号に掲げる関係書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請する店舗分の飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し(適正な有効期限内かつ帯広市支援金の申請者名と同一の業者名の許可証に限る)
- (2) 申請する店舗分の第2条第1項第5号に掲げる売上が分かる資料
- (3) 申請時点の店舗の外観及び内観がわかる資料
- (4) 振込先の通帳の写し(金融機関名、口座番号、口座名義人が分かるページ)
- (5) 商業登記簿謄本のうち履歴事項全部証明書又は法人設立届出書(申請者が法人である場合に限る。)
- (6) 運転免許証、パスポート、保険証等本人であることが確認できる書類(申請者が個人事業者である場合に限る。)
- (7) 創業後間もないため、第2条第1項第5号の売上に係る前年同月比較ができない個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書(ただし、令和3年2月1日までに税務署等に提出されたものに限る。)
- (8) その他市長が必要と定める書類

2 申請は、原則として郵送とする。

(支援金の給付又は不給付の決定)

第5条 市長は、対象者から申請があつた場合においては、第2条の規定に基づき、その内容を審査し、帯広市支援金の給付を決定するときは、帯広市飲食業経営継続支援金給付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、帯広市支援金の不給付を決定した場合においては、帯広市飲食業経営継続支援金不給付決定通知書(様式第3号)により対象者に通知するものとする。

(取消し及び返還)

第6条 前条第1項の給付決定後、申請の内容に虚偽が判明した場合等においては、市長は帯広市支援金の給付決定を取り消し、帯広市飲食業経営継続支援金給付決定取消通知書(様式第4号)により、取消しの対象となる者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により帯広市支援金を取り消した事業者に対し、帯広市支援金を給付していた場合は、帯広市飲食業経営継続支援金給付額返還命令通知書(様式第5号)により通知し、帯広市支援金の返還を求めるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、帯広市支援金に関し必要な事項は、必要に応じて市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

別表（第2条関係） 新規開店（創業）要件

区分		要件
区分 1	令和2年2月1日から令和2年9月30日までの間に開店した店舗	令和2年11月から令和3年2月までの期間の任意の月の売上が、令和2年3月から令和2年10月までの期間の任意の月（開店した月を除く。）の売上と比して、各月の初日から末日までの日数で除し、それに30を乗じて算出した金額について100分の30以上減少している店舗
区分 2	令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に開店した店舗	開店の翌々月から令和3年2月までの期間の任意の月の売上が、開店の翌月から任意の月より前の月と比して、各月の初日から末日までの日数で除し、それに30を乗じて算出した金額について100分の30以上減少している店舗